

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業  
間接補助金交付規程

令和3年 7月12日 制定

(通則)

第1条 観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助対象事業者（以下「事務局」という。）が行う令和3年度新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業に要する補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域によって異なる四季折々の自然、文化や食など豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムを推進するために必要な建物の改修、設備の購入等に要する経費の一部を助成することにより、アドベンチャーツーリズムの充実を図り、もって安全・安心な目的地として世界の旅行者に来訪・滞在を促し、地方部を含めた全国各地における消費機会の拡大に繋げることを目的とする。

2 この規程は、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱第3条第三号に規定する補助対象事業者（事務局）が、間接補助金を支払うために必要な事項を定める。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）」とは、前条第一項の目的を達成するため、アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業の実施に要する経費に対し、当該経費の一部を助成する事業に要する経費に充てるため、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「補助対象事業」とは、地域によって異なる四季折々の自然、文化や食など豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業の実施に要する経費に対し、当該経費の一部を助成する事業をいう。
- 三 「補助対象事業者」とは、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
- 四 「間接補助金」とは、補助対象事業者が大臣から交付を受けた補助金を財源として、当該補助金の対象となるアドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業を行う者に交付する補助金をいう。
- 五 「間接補助対象事業」とは、地域によって異なる四季折々の自然、文化や食など豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業をいう。

六 「間接補助対象事業者」とは、間接補助金の交付を受けて間接補助対象事業を実施する者をいう。

(交付の対象等)

第4条 事務局は、間接補助対象事業に必要な経費のうち、間接補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において間接補助対象事業者に対し間接補助金を交付する。

2 この間接補助金の間接補助対象事業、間接補助対象事業者、間接補助対象経費、補助率等及び金額の額の確定方法は、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱別表2に定めるものとする。

(間接補助金の交付の申請)

第5条 間接補助金の交付の申請をしようとする者（以下「間接補助金申請者」という。）は、様式第1による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）」に、事務局が定める書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 間接補助金申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金の消費税額の取り扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、当該間接補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して様式第1による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第6条 事務局は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第3による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付決定通知書」により間接補助対象事業者に通知するものとする。

2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業の内容を変更するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第4による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付決定変更申請書」（以下「交付決定変更申請書」という。）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事務局が定める軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

一 間接補助対象事業の目的達成のために、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱別表2に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

二 間接補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に間接補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合

三 間接補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

3 第1項の事務局が定める軽微な変更をしたときは、様式5による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付決定軽微変更届出書」を速やかに事務局に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 事務局は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第6による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付決定変更通知書」により間接補助対象事業者へ通知するものとする。

2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 間接補助対象事業者は、間接補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第7による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付申請取下届出書」を事務局に提出しなければならない。

(間接補助対象事業者等の変更届出)

第10条 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業者の住所又は名称並びに代表者の氏名に変更があったときは、様式第8による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金間接補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに事務局に提出しなければならない。

(間接補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金間接補助対象事業中止(廃止)承認申請書」を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業の遂行状況について、各四半期(第4四半期は除く。)ごとに、事務局が別途定める期日までに様式第10による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金間接補助対象事業遂行状況報告書」(以下「遂行状況報告書」という。)を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業が間接補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事務局が別途定める期日までに事務局に提出しなければならない。

3 間接補助対象事業者は、前二項の規定にかかわらず、事務局の要求があったときは、速やかに間接補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業が完了したときは、事務局が別途定める期日までに様式第11-1による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金間接補助対象事業完了実績報告書」(以下「完了実績報告書」という。)に必要な応じて参考となる資料を添えて事務局に提出しなければならない。ただし、間接補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、事務局が別

途定める期日までに様式第11-2による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金間接補助対象事業年度終了実績報告書」に必要に応じて参考となる資料を添えて事務局に提出しなければならない。

(間接補助金の額の確定等)

第14条 事務局は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る間接補助対象事業の実施結果が間接補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、観光振興事業費補助金(新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業)交付要綱別表2に定めるところにより、交付すべき間接補助金の額を確定し、様式第12による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金額の確定通知書」により間接補助対象事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び間接補助金の返還命)

第15条 事務局は、第11条に定める間接補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 間接補助対象事業者が、法令、本規程若しくは本規程に基づく事務局の処分又は指示に違反した場合
- 二 間接補助対象事業者が、間接補助金を間接補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 間接補助対象事業者が、間接補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、間接補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 事務局は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 事務局は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る間接補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の間接補助金の返還期限は、間接補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(間接補助金の支払)

第16条 事務局は、第14条の規定により補助すべき間接補助金の額を確定した後に、間接補助対象事業者に対して間接補助金を支払うものとする。

2 間接補助対象事業者は、事務局から間接補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金支払請求書」を事務局に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う間接補助金の返還)

第17条 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業の完了(事務局の承認を受けた中止及び廃止を含む。)後に、消費税の申告により間接補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときは、様式第14による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金消費税額の額の確定に伴う報告書」を速やかに事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の間接補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(取得財産等の管理等)

第18条 間接補助対象事業者は、間接補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、間接補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

- 2 間接補助対象事業者は、取得財産等のうち、第20条第1項に規定するものについて、様式第15による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第19条 間接補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は間接補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

第20条 間接補助対象事業者は、取得財産等について、間接補助対象事業者等が間接補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び間接補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。)に定めた期間内において、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。

- 2 間接補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助対象事業財産処分等承認申請書」を事務局に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第17による「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金間接補助対象事業財産処分等収入金報告書」を事務局に提出し、事務局の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(間接補助対象事業に関する書類の保存)

第21条 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(契約等)

第22条 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。

- 2 間接補助対象事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助対象事業の適切な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 3 間接補助対象事業者は、第1項の契約に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 4 事務局は、間接補助対象事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助対象事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、間接補助対象事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助対象事業者は必要な措置を講じるものとする。

#### 附 則

- 1 この交付規程は、令和3年7月12日以降に間接補助金交付申請を行うものから適用する。

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代表者名

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
交付申請書

観光振興事業費間接補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）について、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 間接補助対象事業名
2. 間接補助対象事業者名
3. 間接補助対象事業の開始日及び完了予定日  
令和 年 月 日～令和 年 月 日
4. 間接補助金申請額  
\_\_\_\_\_ 円

（関係書類）

- （1）事業実施体制を明らかにした書類
- （2）その他参考となる書類

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代表者名

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業  
間接補助金の消費税額の取り扱いについて

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第5条第2項の規定に基づき、間接補助対象事業の消費税額の取り扱いについて下記のとおり申請します。

記

1. 間接補助金申請額

円

2. 消費税に係る仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

3. 間接補助金申請額相当額（1. - 2.）

円

4. 事業者種別（消費税の取扱について該当する箇所に○をつけて下さい。）

・（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

間接補助対象期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
基準期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
消費税確定申告書期限	令和	年	月	日					

間接補助対象事業者 殿

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金については、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 間接補助対象経費及び間接補助金の額は、次のとおりとする。

間接補助対象経費	金	円	}
間接補助金の額	金	円	

2. 間接補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱及び新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程に定めるところに従わなければならない。
3. この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から30日以内とする。

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付けをもって交付決定通知のありました標記間接補助金に係る間接補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の間接補助対象事業に要する間接補助対象経費及び間接補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）

変更前	円
変更後	円
4. その他参考となる書類

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付けで決定通知のありました標記間接補助金に係る間接補助対象事業の内容を下記のとおり変更したので、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第7条第3項の規定に基づき、届出します。

記

1. 変更事項

2. 変更を必要とする理由

3. 変更後の間接補助事業に要する間接補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）

変更前 円

変更後 円

4. 変更した日

令和 年 月 日

間接補助対象事業者 殿

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付けもって変更申請のあった標記間接補助金に係る交付決定を下記のとおり変更したので、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第8条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 間接補助対象経費及び間接補助金の額は、次のとおりとする。

間接補助対象経費	金	円	}
間接補助金の額	金	円	

2. 間接補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱及び新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程に定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付けをもって交付決定通知のありました標記間接補助金に係る間接補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第9条の規定に基づき、届出します。

記

1. 取下理由

2. その他参考となる事項

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
間接補助事業者等の変更届出書

標記について、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付  
規程（令和3年〇月〇〇日制定）第10条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

注：下線部が変更部分

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
間接補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けをもって交付決定（変更）通知のありました標記間接補助金に係る間接補助対象事業について、下記の理由につき、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第11条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

1. 間接補助対象事業の中止（廃止）理由
2. 間接補助対象事業の中止（廃止）時期
3. 中止（廃止）する事業の内容及び金額  
交付決定額 円  
廃止申請額 円  
差引額 円
4. 中止の期間又は廃止の予定期日  
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. その他参考となる書類

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
間接補助対象事業遂行状況報告書  
（第 四半期）

令和 年 月 日付けをもって交付決定（変更）通知のありました標記間接補助対象事業の実施状況について、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第12条第1項の規定により、第 四半期分を別紙のとおり報告します。

（別紙）間接補助対象事業遂行状況表（第 四半期分）

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
間接補助対象事業遂行状況表  
(第 四半期)

間接補助対象事業者名 \_\_\_\_\_

区分	間接補助対象経費	交付決定額
実施計画	(A) 円	円
〇月末出来高 注1	(B) 円	円
進捗率 (B/A) 注2		%

事業の実施状況	備考

注1：「〇月末出来高」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

注2：進捗率については、小数点以下第2位を切り上げし、小数点以下第1位まで記載する。

(添付書類)

- ・実施状況の参考となる書類
- ・支払経費等の明細書
- ・今後の四半期ごとの事業計画スケジュール表

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
間接補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付けをもって交付決定(変更)通知のありました標記間接補助対象事業の完了実績について、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程(令和3年〇月〇〇日制定)第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助対象事業名
2. 間接補助対象事業者名
3. 間接補助対象事業の完了年月日  
令和 年 月 日

4. 間接補助対象事業完了実績

補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額① (E = C × 補助率)	計上額② (F = (C - D) × 補助率)	補助金額 (B、E、Fのいずれか少ない額)

5. 別紙関係書類

- (1) 間接補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
- (2) 間接補助対象経費の実績の収支明細
- (3) 間接補助対象経費の支払いを証明する書類
- (4) その他参考となる書類

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
間接補助対象事業年度終了実績報告書

令和3年 月 日付け第 号をもって交付決定(変更)通知のありました標記間接補助対象事業の年度終了実績について、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程(令和3年〇月〇〇日制定)第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助対象事業名
2. 間接補助対象事業者名

3. 間接補助対象事業年度終了実績

間接補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額① (E = C × 補助率)	計上額② (F = (C - D) × 補助率)	補助金額 (B、E、Fのいずれか少ない額)

4. 別紙関係書類

- (1) 間接補助対象経費の実績の収支明細
- (2) 間接補助対象経費の支払いを証明する書類
- (3) その他参考となる書類

令和 年 月 日

間接補助対象事業者 殿

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
額の確定通知書

令和 年 月 日付けをもって実績報告のあった新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金については、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第14条の規定により、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1. 間接補助対象事業名
2. 間接補助対象事業者名
3. 間接補助対象経費及び間接補助金の額

間接補助対象経費	円
間接補助金の額	円

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿住 所  
名 称  
代 表 者新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
支払請求書

令和 年 月 日付けをもって額の確定通知のありました標記間接補助金について、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり間接補助金の支払いを請求します。

## 記

1. 間接補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	桁がナ	
	住所	(千 ー )
	桁がナ	
	氏名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 支店 信用金庫 そ の 他 (その他： )	
4. 預金種別	普通預金	当座預金
5. 口座番号		

- (1) 上記2.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。  
(2) 上記3.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。  
(3) 上記4.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。  
(4) 上記5.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：  
（ 氏 名 ）：  
（ 連 絡 先 ）：担 当 者（会社・部署名）：  
（ 氏 名 ）：  
（ 連 絡 先 ）：

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付をもって額の確定通知のあった標記間接補助金に係る間接補助対象事業の消費税について、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助金額（事務局が確定通知書（交付規程第14条）により通知した額）

円

2. 間接補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

4. 間接補助金返還相当額（3.-2.）

円

5. 事業者種別

消費税の取扱について該当する箇所には○をつけ、補助事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者 対象期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

簡易課税事業者 対象期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

免税事業者 対象期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

## 新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金

## 取得財産管理台帳（令和3年度）

取得者の氏名・ 名称	財産名	規格	数量	単価 (単位：円)	金額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

注1：対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第20条第1項に規定する処分制限以上の財産とする。

注2：取得年月日は、検収年月日を記載すること。

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
間接補助対象事業財産処分等承認申請書

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金により令和3年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第20条第2項の規定により申請します。

記

1. 間接補助対象事業の名称
2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供をしようとする財産等）

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

令和 年 月 日

東武トップツアーズ株式会社  
官公庁事業部 事業部長 山本正幸 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金  
間接補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付けで承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業間接補助金交付規程（令和3年〇月〇〇日制定）第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助対象事業名
2. 間接補助対象事業者名
3. 間接補助金の確定通知額及びその年月日
4. 間接補助対象経費の合計額
5. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
6. 収入金の合計額  
円  
(内訳)
7. 納付すべき金額及びその年月日
8. 納付すべき金額の算出基礎